

令和4年度 金武小学校 いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修として、4月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に学校いじめ防止対策委員会の取組内容改善、1月に次年度いじめ防止基本方針提案を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

「いじめの未然防止・早期発見・即対応・連携（情報共有）を常に念頭におく」

- (1) いじめを生まない学校・学年・学級風土の醸成
- (2) いじめの早期発見の取組を計画的に進める
- (3) いじめへの即対応への取組をする
- (4) 地域・家庭・関係機関との連携を密にする

<金武小学校 いじめゼロ宣言>

- ・みんなの力で「いじめ」を絶対許しません。
- ・みんなの力で「なかまはずれ」を絶対許しません。
- ・みんなの力で「いじめゼロ学校」を作ります。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 代表委員会を中心とした取組などの活動を通して、児童自らが「いじめは絶対に許さない」「見て見ぬふりをしない」心を持ち、行動できるようにする。
- 児童生徒が安心でき、自己肯定感を感じられる学級経営を行う。
- いじめの早期発見を目的とした「なかよしアンケート」等を、毎月1回程度、実施する。
- Q-U等を全学級で実施し、その結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童生徒には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、いじめ防止対策委員会や学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) 朝の子どもの様子（子どもの動き、顔色など）を観察する。
- (2) 健康観察簿から子どもの様子をつかむ。
- (3) 欠席児童の理由を確認する。
- (4) 子どもと共に過ごす日常生活の中で、子どもの様子や人間関係を把握する。
- (5) 親との連絡を密に取り合い、いじめの早期発見に努める。
- (6) 子ども達にアンケートをとり、必要に応じてカウンセリングを行う。
- (7) 生徒指導部会を定例化し、子どもの日頃の様子をつかみ、職員全体の共通理解・共通指導を図る。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応も含む）

- (1) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、学年・学校で共同して対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 小・中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (8) 加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。（平成 31 年度新規）
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (3) 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (4) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第 22 条関係）

- (1) 組織の名称・役割
 - 名称 「金武小学校いじめ防止対策委員会」
 - 役割 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割。
 - ① いじめの相談等の機関を設置する。
 - ② 児童のいじめ問題についての実態調査及び解決策の検討を実施する。
 - ③ 学校、家庭、地域が一体となった組織的対策とその取り組みを行う。
 - ④ 未然防止のための広報、啓発及び情報収集等に関する活動を行う。
- (2) 組織の構成（別添資料 1 参照）

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第 28 条関係）

- (1) 組織の名称と役割
 - 名称 「金武小学校いじめ防止対策委員会」
 - 役割
 - ・重大事態の発生について教育委員会への報告
 - ・重大事態に係る事実関係の調査
 - ・調査結果を教育委員会に報告
 - ・調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供
- (2) 組織の構成員
 - ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導担当 ・養護教諭
 - ・スクールサポーター ・校区自治協議会会長 ・金武公民館館長
 - ・人尊協会会長 ・地域交通安全推進委員長 ・PTA 会長 ・PTA 副会長
 - ・主任児童員 ・元主任児童員 ・地域スポーツ推進員 ・SSW ・SC

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動	職員研修等	チェ ック
4	学校いじめ防止基本方針作成 「なかよしアンケート」実施 家庭訪問	校内いじめ防止対策委員会 学校いじめ防止基本方針作成	P P
5	いじめゼロ取り組み月間 全学年Q-Uアンケート実施 「なかよしアンケート」実施	校内いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	D P
6	「なかよしアンケート」実施 (無記名式)	校内いじめ防止対策委員会 金武小学校いじめ防止対策委員会 各学級集団づくりレポート作成	D CA P
7	「なかよしアンケート」実施	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	D
8	いじめゼロサミット2022参加 (未定)	校内いじめ防止対策委員会 Q-Uアンケート活用研修会 校内夏期研修(集団づくり)	D C C
9	あいさつをしよう月間 「なかよしアンケート」実施 いじめゼロ実現プロジェクト	校内いじめ防止対策委員会	C
10	「なかよしアンケート」実施 (無記名式)	校内いじめ防止対策委員会	A
11	ハイタッチをしよう月間(未定) 「なかよしアンケート」実施	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 金武小学校いじめ防止対策委員会	A D
12	「なかよしアンケート」実施	校内いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	A D
1	「なかよしアンケート」実施	校内いじめ防止対策委員会	A
2	「なかよしアンケート」実施 (無記名式)	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 金武小学校いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	C CA CA CA
3	「なかよしアンケート」実施	校内いじめ防止対策委員会 集団づくりレポート年度末総括	CA CA